

### ◆ 基本的な考え方

**1 策定の趣旨**  
大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び被災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、国では「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定  
本市においても強靱な地域づくりに向けた取組を持続的に展開するため、その指針となる地域計画を策定するもの

**2 計画の位置付け**  
(1) 総合計画及び各分野別計画等との関係  
国土強靱化基本法第13条に基づく計画であり、第2次栗原市総合計画と整合・調和を図り策定した上で、各分野別計画に対して国土強靱化に係る指針となるもの  
(2) 国基本計画及び県地域計画との関係  
国が策定する国土強靱化基本計画及び県が策定する宮城県国土強靱化地域計画と調和を図った上で策定する

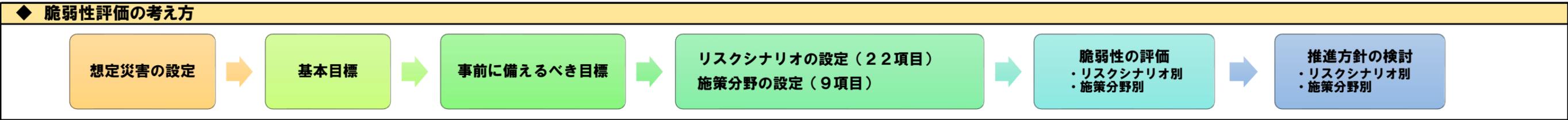
**3 計画期間**  
令和3年度から令和8年度までの6年間

**4 本計画の対象想定災害**  
ひとたび発生すれば、甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害

「計画の体系」

- 第2次栗原市総合計画
- 各分野別計画
  - ・地域防災計画
  - ・過疎地域自立促進計画
  - ・公共施設等総合管理計画
  - ・その他の計画
- 国土強靱化に係る指針
- 栗原市国土強靱化地域計画
- 国土強靱化基本計画
- 宮城県国土強靱化地域計画

調和



### ◆ 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

※国・県計画との調和を図るため、国・県計画と同内容で設定した

### ◆ 事前に備えるべき目標

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- (2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- (3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- (5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- (6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

※国計画を参考として作成した県計画と同内容で設定した

### ◆ 計画の推進

- 各施策分野における市の各種計画との整合性を図りながら、PDCAサイクルに従って推進する。
- 進行管理は、総合計画掲載事業との整合性を図り、附属資料「栗原市国土強靱化地域計画に基づく主な事業」の取組状況等の把握によって行う。
- 計画本文は、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、必要に応じて随時内容の見直しを行う。

### ◆ 計画の構成

- ◆第1章 基本的な考え方
- ◆第2章 脆弱性評価
- ◆第3章 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の推進方針
- ◆第4章 計画の推進

「資料編」

- ◇資料1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）別の脆弱性評価結果
- ◇資料2 施策分野別の脆弱性評価結果
- ◇資料3 施策分野別の推進方針
- ◇資料4 施策分野別指標
- ◇資料5 国土強靱化関連市計画等一覧
- ◇資料6 過去に甚大な被害をもたらした大規模自然災害

「附属資料」

- ◇栗原市国土強靱化地域計画に基づく主な事業（令和3年度実施予定事業）

想定災害	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)
<p>ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害</p> <p>地震</p>	(1)大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2 河川氾濫等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水による死傷者・行方不明者の発生
	(2)大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	1-3 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
(3)大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
(4)大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大	
	(5)大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
5-2 食料等の安定供給の停滞		
(6)大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止	
	6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止	
	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	
(7)制御不能な二次災害を発生させない	7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
	7-2 有害物質の大規模拡散・流出	
	7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
(8)大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	8-3 地域コミュニティの機能低下により復旧・復興が大幅に遅れる事態	



リスクシナリオ別推進方針(対応方策)
[1]住宅の耐震化等、[2]多数の者が利用する建築物の耐震化等、[3]自主防災組織の機能強化、[4]消防施設等の整備、[5]空家対策、[6]学校施設の老朽化対策
[1]総合防災情報システム等の運用、[2]地域住民等に対する通信手段の整備、[3]相互応援体制の整備・関係機関との連携、[4]道路通行の確保、[5]河川管理施設の整備等、[6]公園の長寿命化等、[7]排水処理施設の機能強化、[8]防災教育の推進
[1]火山防災体制の整備等、[2]火山二次災害の防止、[3]栗駒山火山防災マップの作成、[4]噴火警戒情報の提供、[5]急傾斜地崩壊対策、[6]山地防災対策
[1]災害用備蓄食料等の整備、[2]飲料水の確保、[3]災害時の物流対策、[4]燃料の確保、[5]帰宅困難者等への対応
[1]孤立集落の連絡体制の強化、[2]ヘリコプター離発着場の確保
[1]災害対応体制整備、[2]地域防災力の強化
[1]燃料等のエネルギー確保、[2]保健医療体制の整備
[1]衛生対策
[1]被災者支援策
[1]業務継続性の確保、[2]防災拠点機能の確保、[3]相互応援体制の整備、[4]地域防災力の強化
[1]情報通信体制の整備、[2]電源の確保
[1]市内企業のBCP策定促進
[1]農林業基盤の保全
[1]電力供給遮断時の電力確保、[2]燃料等の供給体制の構築
[1]相互応援体制の整備・上下水道施設の耐震化等
[1]公共交通の維持、[2]道路通行の保全
[1]砂防・治山・河川管理、[2]ダム管理者との連携、[3]ため池の適正管理
[1]アスベスト等の飛散防止、[2]河川等への油流出等の防止
[1]農地・森林等の荒廃対策、[2]鳥獣被害防止対策の推進
[1]災害廃棄物対策
[1]復旧・復興を担う人材の確保
[1]自主防災組織の機能強化、[2]防災指導員の養成、[3]外国人居住者等に対する情報発信、[4]自助・共助の取組の推進

施策分野の設定
栗原市国土強靱化地域計画に基づく主な事業 (令和3年度)
<p><b>(1) 行政機能/消防/教育等【14事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災組織活動支援事業</li> <li>○災害時の燃料備蓄</li> <li>○防災マップ作成支援事業</li> <li>○防災行政無線機器更新事業</li> <li>○消防車両整備事業</li> <li>○消防設備等整備事業</li> <li>○中学校校舎等大規模改造事業</li> </ul> <p>ほか7事業</p>
<p><b>(2) 住宅・都市【8事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市営住宅建設事業</li> <li>○老朽管更新事業</li> <li>○公共下水道事業</li> <li>○空家総合対策事業</li> <li>○建築物震災対策事業</li> <li>○地域集会所施設新築改築修繕事業</li> </ul> <p>ほか2事業</p>
<p><b>(3) 保健医療福祉【2事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○救急医療体制(第3次医療)確保事業</li> <li>○休日急患業務事業</li> </ul>
<p><b>(4) 環境【4事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ分別推進事業</li> <li>○栗原の森林づくり推進事業</li> <li>○環境保全型農業直接支払交付金事業</li> <li>○栗原の美しい森林(もり)再生事業</li> </ul>
<p><b>(5) 産業【16事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○くりはらの担い手育成事業</li> <li>○県営ほ場整備事業</li> <li>○森林病害虫防除事業</li> <li>○公有林整備事業</li> <li>○農業経営効率化のための用排水路整備</li> <li>○多面的機能支払交付金事業</li> <li>○野生鳥獣対策事業</li> <li>○林道整備事業</li> </ul> <p>ほか8事業</p>
<p><b>(6) 交通・物流【7事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市道整備事業(市道御蔵線ほか8事業)</li> <li>○都市計画街路事業(都市計画道路一迫南線ほか2事業)</li> <li>○地域交通対策事業</li> <li>○災害用備蓄食料等の整備</li> <li>○交通安全施設整備事業</li> </ul> <p>ほか2事業</p>
<p><b>(7) 市土保全・土地利用【3事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中核機能地域(築館宮野地区)整備事業</li> <li>○急傾斜地崩壊対策事業</li> </ul> <p>ほか1事業</p>
<p><b>(8) 老朽化対策【8事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中学校校舎等大規模改造事業[再掲]</li> <li>○市営住宅建設事業[再掲]</li> <li>○老朽管更新事業[再掲]</li> </ul> <p>ほか5事業</p>
<p><b>(9) リスクコミュニケーション【3事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○栗駒山麓ジオパーク推進事業</li> <li>○市民協働活動推進事業</li> </ul> <p>ほか1事業</p>